

仕様書（案）

令和3年度パーソナルコンピュータ等賃貸借

令和3年3月

東日本高速道路株式会社

経営企画本部 情報システム部

目次

第1章 総則	1
第1条 適用の範囲	1
第2条 用語の定義	1
第3条 再委任等	1
第4条 監督員等	2
第5条 担当責任者及び納入作業責任者	2
第6条 物件納入完了検査	2
第7条 指示等及び協議の書面主義	3
第8条 日数等の解釈	3
第9条 受注者相互の協力	3
第10条 打合せ	3
第11条 数量表に関する事項	3
第12条 秘密の保持	4
第2章 調達概要	7
第13条 本調達の概要	7
第14条 PC 機器等の納入場所	7
第15条 契約期間及びリース期間等	7
第16条 提出物	8
第17条 貸与品	9
第3章 PC 機器等の仕様	10
第18条 一般事項	10
第19条 機器仕様	11
第4章 納入作業	15
第20条 納入作業の概要	15
第21条 納入作業計画書の作成	15
第22条 発注者によるキッティング用マスタイメージの作成等	16
第23条 キッティング用ネットワークの接続	16
第24条 PC 機器等のキッティング	18
第25条 データ退避用機器の設定	19
第26条 PC 機器等設置スケジュール等の作成	21
第27条 PC 機器等の設置作業	22
第28条 納入後作業	23
第5章 保守に関する事項	24
第29条 保守計画書の作成	24
第30条 保守	24
第31条 保守体制	25
第6章 リース期間終了後の PC 機器等の回収等	26
第32条 PC 機器等の回収	26
第33条 回収完了報告書の作成	26

第1章 総則

第1条 適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社(以下「発注者」という。)が発注する「令和3年度パーソナルコンピュータ等賃貸借」(以下「本調達」という。)に係るリース契約書(以下「契約書」という。)の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、適正な契約の履行の確保を図るものである。

なお、契約書は発注者が指定するフォーマットを使用する。

第2条 用語の定義

契約書及び仕様書等(以下「契約書類」という。)に使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約書第5条第1項の規定に基づき、発注者が定め本調達の受注者(以下「受注者」という。)に通知した者をいう。
2. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本調達の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
3. 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
4. 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
5. 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し本調達に係わる書面またはその他の資料を差し出すことをいう。
6. 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し本調達に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
7. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本調達の実施状況または結果について知らせることをいう。
8. 「通知」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し本調達に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
9. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるが、速やかに有効な書面を作成すること。

第3条 再委任等

1. 受注者は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を第三者に委任または請け負わせる場合は、「(様式1)再委任等承諾願」を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、発注者の承諾により受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。
なお、発注者から承諾を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは受任者がさらに再委任する場合についても同様とする。
2. 受注者は、契約書第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、第三者に保守を委任するときには、前項の規定に基づき発注者の承諾を得なければならない。

3. 第1項、第2項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、電子納品の作成補助、消耗品購入及び資料整理作業等の軽微な業務を委任しようとするときには適用しない。
4. 受注者は、本契約の一部を委任または請け負わせるときは、書面により契約関係を明確にし、受注者の責任において実施しなければならない。

第4条 監督員等

1. 契約書第5条第1項に基づく本調達の監督員は、情報システム課長とする。
2. 監督員は、自己の業務を補助させるために主任補助監督員を定める場合は、その職名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は本仕様書各条項のとおりである。
3. 監督員は、自己または主任補助監督員の業務を補助させるために補助監督員を定める場合は、その職名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は本仕様書各条項のとおりである。
4. 監督員は、自己、主任補助監督員または補助監督員の「第27条 PC 等の設置作業」及び「第32条 PC 機器等の回収」に係る業務を補助させるために拠点担当者を定める場合は、その職名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は各条項のとおりである。

第5条 担当責任者及び納入作業責任者

1. 受注者は、本契約に係る全工程を管理する担当責任者及び「第4章 納入作業」に関する実作業を主導する納入作業責任者を定め、「(様式2)作業体制図」に明記すること。なお、担当責任者と納入作業責任者は兼務できるものとする。
2. 納入作業責任者は、納入作業期間中の交代は原則として認めない。
3. 担当責任者及び納入作業責任者は、受注者に所属し日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
4. 受注者は、納入作業責任者を第三者に委任または請け負わせることができるものとし、この場合は、「第3条 再委任等」に規定するとおり、発注者の承諾を得ること。

第6条 物件納入完了検査

1. 発注者は、契約書第6条第2項の規定にかかわらず、仕様を満たすパーソナルコンピュータとその他の機器等の一式(以下「PC 機器等」という。)及び成果品の納入を受けた日の翌日から起算して10日以内に物件納入完了検査を行う。
2. 発注者は、前項の規定により合格または不合格を判定した場合、速やかに受注者に対してその結果を通知する。なお、納入を受けた日の翌日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格とみなし、物件の納入が完了したものとする。
3. 物件納入完了検査の対象は、「第16条 提出物」に規定するものとする。なお、検査において、発注者は、入札時に受注者が提出した総合評価に関する資料(保守体制、機器仕様等)に記載された内容と同等以上の条件で、受注者が本調達を履行したことを確認する。
4. 物件納入完了検査の結果、PC 機器等に不合格が生じた場合には、受注者は直ちに当該機器を引き取り、その代替品を監督員の指定した日までに納入すること。

5. 物件納入完了検査は、東日本高速道路株式会社本社で行い、担当責任者及び納入作業責任者が立ち会うこと。

第7条 指示等及び協議の書面主義

1. 契約書第1条第5項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行つた日の翌日から7日以内にこれを相手方に交付する。
2. 発注者及び受注者は、契約書の各条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

第8条 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、契約期間及びリース期間以外の日数の算出にあたっては、12月29日から翌1月3日、5月3日から5月5日及び夏季休暇(8月13日から8月16日まで)の期間の日数は算入しない。

第9条 受注者相互の協力

受注者は、関連する業務の受注者と十分に調整のうえ相互に協力し、本調達に係る作業を実施する。関連する業務は、監督員より別途通知する。

第10条 打合せ

受注者は、本業務に関わる打合せを行つた内容は、「(様式3)業務打合せ記録簿」に記載して監督員に提出するとともに、相互で記載事項について確認する。打合せ場所は、原則として以下のとおりとするが、発注者が指定するWeb会議ツールで開催する場合もある。

●打合せ場所:東日本高速道路株式会社 本社

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング内)

第11条 数量表に関する事項

入札公告時に添付する数量表に示す内容は、以下のとおりとする。

1. リース料

リース料とは、「第2章 調達概要」、「第3章 PC機器等の仕様」、「第4章 納入作業」及び「第6章 リース期間終了後のPC機器等の回収等」について、成果品の作成を含むすべての作業を含める。

2. 保守料

保守料とは、「第5章 保守に関する事項」について、保守期間において実施するすべての作業を完了させるために必要な費用をすべて含める。

第12条 秘密の保持

1. 目的

契約書第3条に基づき、本調達の実施のため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関する、以下のとおり定める。

2. 定義

秘密保持に関する定義は、次の各項目の定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、業務遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律第57号、最終改正令和2年6月12日 法律第44号)第2条第1項に規定されたものをいう。
- (3) 「秘密情報」及び「個人情報」は、文章・図面、電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本調達の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

4. 目的外の使用

本調達の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本調達の目的以外に使用してはならない。

5. 取得の制限

受注者は、本調達の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

6. 適切な管理

- (1) 本調達の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は、本調達の実施に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じること。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示しなければならない。

7. 利用者の制限

受注者は、本調達の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、本調達の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や磁気的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

9. 複写または複製の禁止

受注者は、本調達を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りでない。

10. 守秘義務

本調達の業務上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、以下の項目に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 本調達の業務と無関係に、当事者が開発した情報
- (4) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

11. 契約期間終了後の取扱い

本調達の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体(複写物及び複製物を含む。)を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去または破壊する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

12. 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本調達の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求めたときは、速やかに必要事項を報告しなければならない。

13. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議すること。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

14. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害について賠償の責を負うこと。

15. 電磁記録媒体等の取扱い

本業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、DVD-R 等で追記不可の措置を行つたうえで、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。

なお、DVD-RW 等の追記可能な媒体は使用してはならない。また、廃棄する場合には物理的に破壊しなければならない。電磁記録媒体等を送付する場合には、暗号化し、物理的破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。

16. 身分証明書の携行

PC 機器等の設置作業を行う際、受注者は社員証等の身分証明書を携帯し、腕章をつけること。

第2章 調達概要

第13条 本調達の概要

本調達は、東日本高速道路株式会社管内で運用する PC 機器等の調達を行うものである。本調達の規模は「表1:調達規模」のとおりとし、規格等詳細は「第3章 PC 機器等の仕様」のとおりとする。

表1:調達規模

項目	単位	数量	規格等詳細
ノート型パーソナルコンピュータ(標準)	台	14, 150	第3章参照
ノート型パーソナルコンピュータ(大型)	台	550	第3章参照
デスクトップ型パーソナルコンピュータ(本体のみ)	台	1, 000	第3章参照
液晶ディスプレイ	台	14, 500	第3章参照
Windows 10 Pro 64bit ^{※1}	式	15, 700	第3章参照
キーボード	個	8, 000	第3章参照
マウス	個	15, 700	第3章参照
USB ハブ	個	14, 700	第3章参照
セキュリティワイヤ	個	14, 700	第3章参照

※1 OEM ライセンスとする

第14条 PC 機器等の納入場所

PC 機器等の納入場所は、東日本高速道路株式会社管内とし、詳細は「(別紙1)設置拠点及び機種別設置台数」のとおりとする。なお、契約締結後に組織改編等により設置拠点の変更があった場合(数ヵ所程度を想定)は、主任補助監督員と協議のうえ対応すること。

第15条 契約期間及びリース期間等

本調達の契約期間及びリース期間等は「表2:全体スケジュール」のとおり、契約期間は契約の翌日から令和9年6月30日までとする。ただし、契約の翌日から令和4年12月31日までを PC 機器等の納入作業期間、令和4年12月16日を PC 機器等の納入期限、令和5年1月1日から令和8年12月31日までをリース期間及び保守期間、令和9年1月1日から令和9年6月30日までを PC 機器等の撤去期間とする。

表2:全体スケジュール

第16条 提出物

受注者が、契約期間中に監督員に提出するものは、「表3:提出物一覧」のとおりとする。詳細について不明な場合は、主任補助監督員と協議すること。なお、物件納入完了検査対象になっている提出物は、成果品一式として電子媒体で2部提出すること。ただし、電子媒体での提出が困難な成果品については、紙での提出も可とする。

提出場所は、「第10条 打合せ」に記載の打合せ場所とする。

表3: 提出物一覧

No.	名称	提出期限	物件納入完了 検査対象	備考
1	納入作業計画書	契約締結後15日以内	○	第21条参照
2	データ退避用機器一覧 ^{※1}	データ退避用機器の設定 作業開始の1週間前まで	-	第25条参照
3	PC 機器等設置スケジュール案	PC 機器等の設置作業開始 の4ヶ月前まで	-	第26条参照
4	PC 機器等設置・動作確認 手順書	PC 機器等の設置作業開始 の4ヶ月前まで	-	第26条参照
5	導入機器一覧 ^{※2}	PC 機器等を設置する1週間 前まで	-	第27条参照
6	業務打ち合わせ記録簿 ^{※3}	打合せ後速やかに	○	-
7	設置作業完了報告書	納入期限まで	○	第27条参照
8	保守計画書	納入期限まで	○	第29条参照
9	メーカー標準復旧用媒体	納入期限まで	○	-
10	No.9を用いた復旧手順書	納入期限まで	○	-

11	メーカー標準添付品	納入期限まで	○	セットアップ手順書等
12	データ退避用機器データ消去報告書※4	令和5年2月14日まで	-	第28条参照
13	PC 機器等の保守に伴うデータ消去報告書※4	データ消去作業後速やかに	-	第30条参照
14	復旧用マスタイメージ	第30条に記載のとおり	-	-
15	回収計画書	PC 機器等の回収作業開始の1ヶ月前まで	-	第32条参照
16	回収完了報告書	令和9年6月30日まで	-	第33条参照
17	その他業務上作成した資料	発注者と協議のうえ決定	-	-

※1 「(別紙2)データ退避用機器一覧」を更新すること

※2 「(別紙3)導入機器一覧」を更新すること

※3 「(様式3)業務打合せ記録簿」を利用して作成すること

※4 様式自由

第17条 貸与品

1. 発注者が提供する貸与品は「表4:貸与品一覧」のとおりとし、契約締結後に貸与する。なお、「表4:貸与品一覧」以外の資料の貸与・使用が必要になった際は、使用目的を明確にしたうえで、主任補助監督員と協議すること。
2. 受注者は、貸与品を必要としなくなった場合は、直ちに監督員に返却すること。
3. 受注者は、貸与品を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復すること。

表4:貸与品一覧

No.	貸与品	用途	備考
1	キッティング用マスタイメージ	PC 機器等のキッティング時に使用	第22条及び第24条参照
2	PC 設定手順書	PC 機器等のキッティング時に使用	第22条及び第24条参照
3	不正接続防止装置	キッティング用ネットワーク敷設時に受注者の作業場所に設置	第23条参照
4	マスタ設定定義書	復旧用マスタイメージの作成時に使用	第30条参照

第3章 PC 機器等の仕様

第18条 一般事項

1. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日 法律第100号、最終改正平成27年9月11日 法律第66号、以下「グリーン購入法」という。)」第6条に基づく基本方針に記載のある製品(電子計算機、ディスプレイ)について、規定する基準を満たすものを納入すること。
2. 調達するPC機器等は、「表1:調達規模」の項目ごとに機種及び型を統一すること。
3. 調達するPC機器等は、リース期間中の保守、サポート、アフターサービス、メンテナンス、ライセンス等を含むこと。

第19条 機器仕様

調達する PC 機器等は、「表1:調達規模」の項目ごとに次の仕様をすべて満たすこと。

1. ノート型パーソナルコンピュータ(標準)の機器仕様

項目		仕様
CPU	性能	・ Intel Corei5 8265U相当以上の性能を有すること
	vPro	・ vProに対応
メモリ	容量	・ 8GB以上搭載
補助記憶装置	種類	・ ソリッドステートドライブ(SSD)
	容量	・ 256GB以上搭載
	インターフェース	・ PCIe
表示能力	解像度	・ 1920×1080ドット以上
	パネル種別	・ 非光沢タイプ
バッテリ	駆動時間	・ JEITA測定法2.0 ^{※1} 基準で10時間以上
入力装置	キーボード	・ 日本語キーボード
	ポインティングデバイス	・ ポインティングデバイスを搭載
内部インターフェース	外部ディスプレイ	・ HDMIまたはDisplayPortを搭載
	USBポート	・ USB Type-Aを2ポート以上搭載 ・ USB Type-C(映像出力可)を1ポート以上搭載
	有線LAN	・ RJ45(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)を搭載 ^{※2}
	無線LAN	・ IEEE802.11 b/g/n/acに対応 ・ WPA2-Enterpriseに対応
	Wake On LAN	・ Wake On LANに対応
	オーディオ端子	・ マイク端子とヘッドホン端子を搭載(入出力共用も可)
外形	パネルサイズ	・ 13.3型以上、14.1型以下
	重量	・ 内蔵バッテリを含む本体重量が1.5kg以下
	形状	・ 本体部とキーボード部は一体型(セパレートタイプは不可)
	ワイヤーロック	・ 本体にワイヤーロック取付穴を搭載
その他	スピーカー・マイク	・ 内蔵スピーカー及び内蔵マイクを搭載
	カメラ	・ 内蔵Webカメラ(インカメラ)を搭載
	セキュリティチップ	・ TPM2.0以上を搭載

※1 一般社団法人電子情報技術産業協会(Japan Electronics and Information Technology Industries Association)が定めるバッテリ動作時間測定方法。

※2 専用コネクタを付属させることによる対応も可、その場合は以下の仕様を満たすこと

- ・専用コネクタが有するインターフェースは RJ45のみ
- ・専用コネクタ側でなくPC側のMACアドレスで認識され、専用コネクタ側でPC側のMACアドレスを保持しない

2. ノート型パーソナルコンピュータ(大型)の機器仕様

項目		仕様
CPU	性能	・ Intel Corei5 8265U相当以上の性能を有すること
	vPro対応	・ vProに対応
メモリ	容量	・ 8GB以上搭載
補助記憶装置	種類	・ ソリッドステートドライブ(SSD)
	容量	・ 256GB以上搭載
	インターフェース	・ PCIe
表示能力	解像度	・ 1920×1080ドット以上
	パネル種別	・ 非光沢タイプ
バッテリ	駆動時間	・ JEITA測定法2.0 ^{※1} 準拠で7時間以上
入力装置	キーボード	・ 日本語キーボード ・ テンキーと一体型
	ポインティングデバイス	・ ポインティングデバイスを搭載
内部インターフェース	外部ディスプレイ	・ HDMIまたはDisplayPortを搭載
	USBポート	・ USB Type-Aを2ポート以上搭載 ・ USB Type-C(映像出力可)を1ポート以上搭載
	有線LAN	・ RJ45(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)を搭載 ^{※2}
	無線LAN	・ IEEE802.11 b/g/n/acに対応 ・ WPA2-Enterpriseに対応
	Wake On LAN	・ Wake On LANに対応
	オーディオ端子	・ マイク端子とヘッドホン端子を搭載(入出力共用も可)
外形	パネルサイズ	・ 15.6型
	重量	・ 内蔵バッテリを含む本体重量が2.2kg以下
	形状	・ 本体部とキーボード部は一体型(セパレートタイプは不可)
	ワイヤーロック	・ 本体にワイヤーロック取付穴を搭載
その他	スピーカー・マイク	・ 内蔵スピーカー及び内蔵マイクを搭載
	カメラ	・ 内蔵Webカメラ(インカメラ)を搭載
	セキュリティチップ	・ TPM2.0以上を搭載

※1、2 「1. ノート型パーソナルコンピュータ(標準)」と同様

3. デスクトップ型パソコン(本体)の機器仕様

項目		仕様
CPU	性能	・ Intel Core i5 9500T相当以上の性能を有すること
	vPro対応	・ vProに対応
メモリ	容量	・ 8GB以上搭載
補助記憶装置	種類	・ ソリッドステートドライブ(SSD)
	容量	・ 256GB以上搭載
	インターフェース	・ PCIe
内部インターフェース	外部ディスプレイ	・ HDMIまたはDisplayPortを合計で2ポート以上搭載
	USBポート	・ USB Type-Aを6ポート以上搭載 (前面にUSB Type-Aを2ポート以上搭載)
	有線LAN	・ RJ45(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)を搭載
	Wake On LAN	・ Wake On LANに対応
	オーディオ端子	・ マイク端子とヘッドホン端子を搭載(入出力共用も可)
外形	寸法(W×D×H)	・ 縦置き時の寸法が100(W)×370(D)×340(H)mm以下であること
その他	スピーカー	・ パソコン本体に内蔵スピーカーを搭載※1
	電源	・ 日本国内の一般的な家庭用100Vコンセントで利用可能であること
	セキュリティチップ	・ TPM2.0以上を搭載

※1 内蔵スピーカー非搭載の場合は、スピーカー機能を有する液晶ディスプレイの提供による代替も可とする

4. 液晶ディスプレイの機器仕様

項目		仕様
パネルサイズ	・ 27.0型	
解像度	・ 1920×1080ドット以上	
パネル種別	・ 非光沢タイプ	
接続方式	・ HDMI及びDisplayPortでの接続を可能とすること	
接続ケーブル	・ 納入するパソコンの規格(HDMIまたはDisplayPort)に適合するケーブルとすること(変換コネクタによる対応は不可)	
電源	・ 日本国内の一般的な家庭用100Vコンセントで利用可能であること	
チルト	・ 対応していること	
スイベル	・ 対応していること	
高さ調節	・ 対応していること	

5. キーボードの機器仕様

項目	仕様
種別	・ 日本語キーボード ・ テンキーと一体型
接続方式	・ USB接続(有線)

6. マウスの機器仕様

項目	仕様
種別	・ スクロール機能付きレーザーマウス
接続方式	・ USB接続(有線)

7. USB ハブの機器仕様

項目	仕様
USBポート	・ USB Type-Aを2ポート以上搭載
接続方式	・ パソコン本体とUSB Type-Aで接続できること
電力供給方式	・ バスパワー
形状	・ ケーブル有り ・ ケーブルの長さは10cm以下

8. セキュリティワイヤの機器仕様

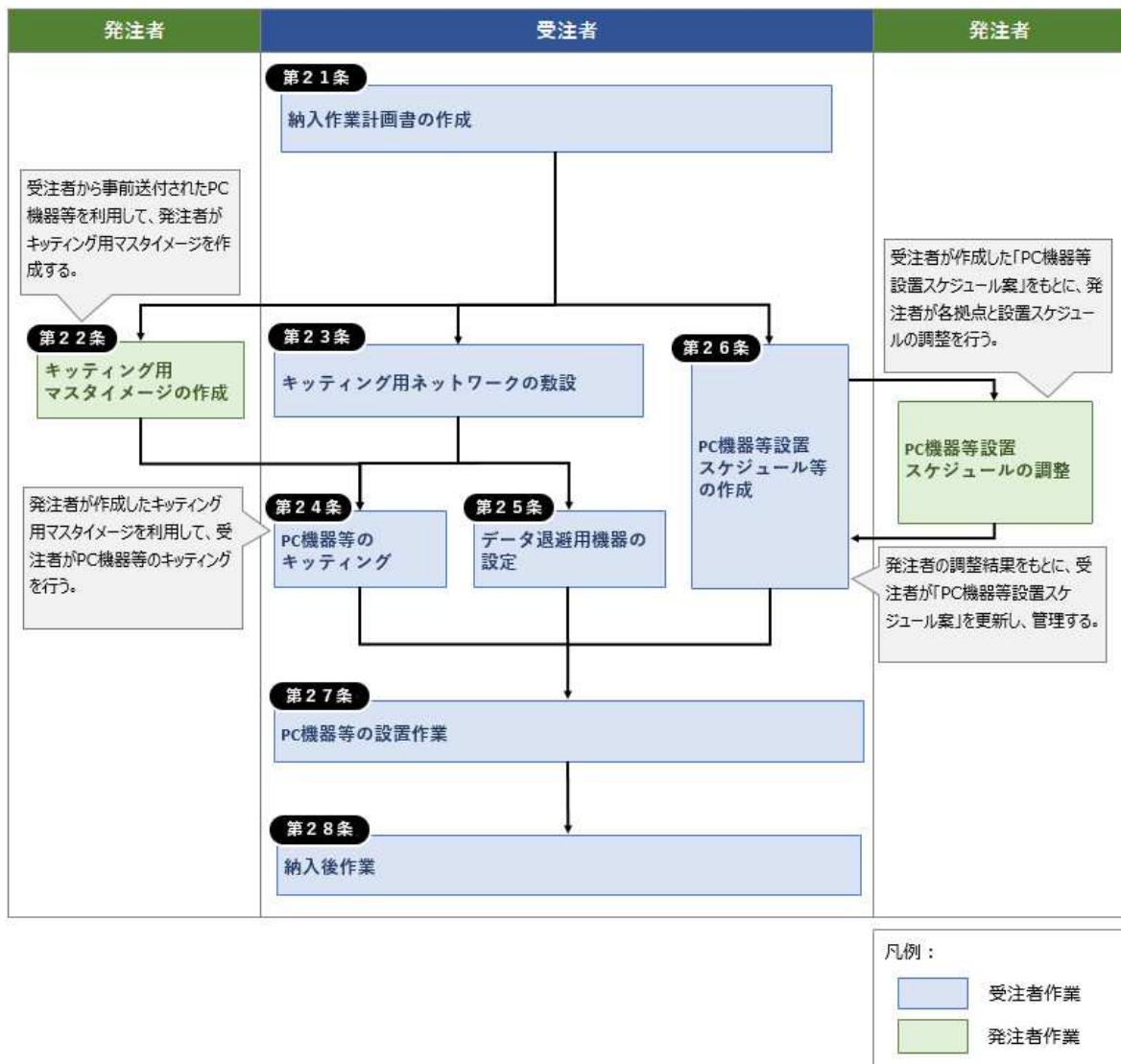
項目	仕様
種別	・ シリンダ錠式 ・ 長さが1.5m以上であること ・ スペアキーが附属していること
接続方式	・ 納入するノート型パーソナルコンピュータと適合する型であること

第4章 納入作業

第20条 納入作業の概要

PC 機器等の納入作業は、「図1:納入作業の概要」に示す流れに沿って、「第21条 納入作業計画書の作成」から「第28条 納入後作業」までの作業を実施すること。

図1:納入作業の概要



第21条 納入作業計画書の作成

受注者は、「第22条 発注者によるキッティング用マスタイメージの作成」から「第28条 納入後作業」までを円滑に実施するために、以下の内容を含む納入作業計画書を作成し、契約締結後15日以内に監督員の承諾を得ること。なお、期日までに作成することが困難なものについては、主任補助監督員と協議のうえ、速やかに提出すること。

- (1) 作業概要
- (2) (様式2)作業体制図
- (3) 作業工程表【WBS】

(4) 納入する PC 機器等の仕様

(5) その他必要事項

第22条 発注者によるキッティング用マスタイメージの作成等

- 受注者は、「第24条 PC 機器等のキッティング」に規定する作業に先立ち、発注者がキッティング用マスタイメージの作成と事前検証を実施するため、契約締結後速やかに「表5:事前送付機器一覧」に記載の機器を監督員に発送すること。発送先は「第10条 打合せ」に記載の打合せ場所とする。なお、数量は「表1:調達規模」に含むものとする。
- 発注者は、マスタイメージの作成が完了したのち、「第17条 貸与品」に記載のとおり、受注者に「キッティング用マスタイメージ」及び「PC 設定手順書」を貸与する。なお、貸与時期は、事前送付機器の納入から3ヶ月以内とする。

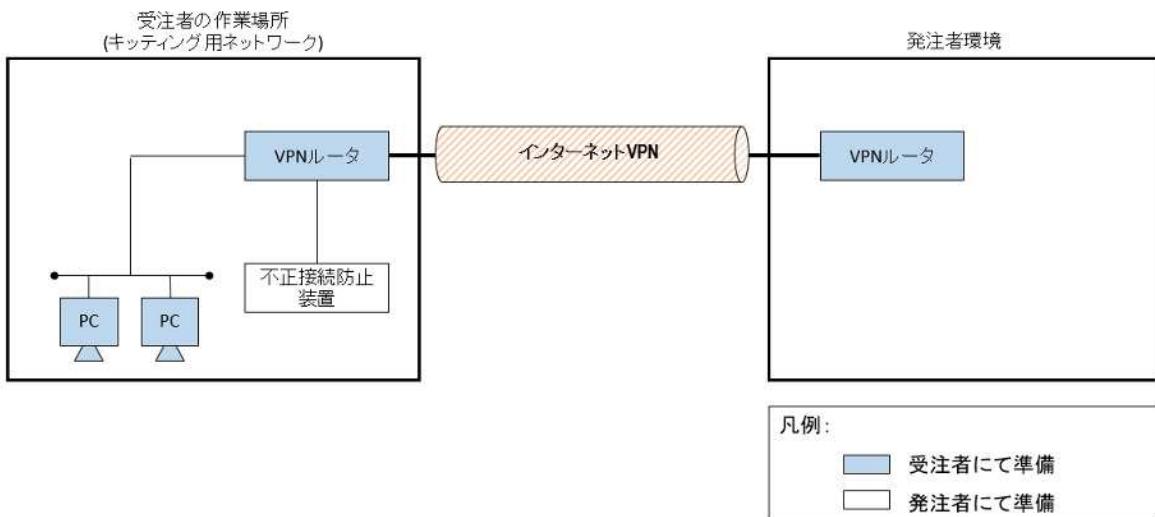
表5:事前送付機器一覧

No.	機器名	数量
1	ノート型パーソナルコンピュータ(標準)	2台
2	ノート型パーソナルコンピュータ(大型)	2台
3	デスクトップ型パーソナルコンピュータ	2台
4	液晶ディスプレイ	2台
5	キーボード	2個
6	マウス	6個
7	USB ハブ	2個
8	セキュリティワイヤ	4個

第23条 キッティング用ネットワークの接続

- 受注者は、「第24条 PC 機器等のキッティング」及び「第25条 データ退避用機器の設定」に規定する作業に先立ち、受注者の作業場所と発注者環境をインターネット VPN(以下「キッティング用ネットワーク」とする。)で接続するものとする(「図2:キッティング用ネットワーク環境概要」参照)。なお、キッティング用ネットワークは、PC 機器等の納入作業が完了するまで維持すること。

図2: キッティング用ネットワーク環境概要



2. 受注者の作業場所は受注者の負担により準備するものとする。作業場所は国内の地域とし、カード認証等による入退室制御及び人的または機械的警備等により、部外者が自由に出入りできない場所とすること。また、監督員若しくは主任補助監督員または補助監督員は、作業場所の検査を行うことができるものとする。検査の結果、監督員若しくは主任補助監督員または補助監督員が改善を求めた場合、受注者は速やかに改善を実施しなければならない。なお、発注者環境のネットワーク回線は発注者側で準備する。
3. キッティング作業に必要なネットワーク機器やケーブル類等、本仕様書に定めのないものについては、受注者が用意すること。
4. 受注者は、キッティング用ネットワークの接続を以下のとおりに行う。なお、ネットワーク接続に係る情報は、契約締結後、監督員から別途提示する。
 - (1) 受注者は、「表6:VPN ルータの機器仕様」の仕様を満たす VPN ルータを用意する。
 - (2) 受注者は、受注者の作業場所及び発注者環境の VPN ルータを設定し、受注者の作業場所に VPN ルータを設置する。なお、受注者の作業場所は複数でもよいものとする。
また、発注者環境への VPN ルータの設置作業は、発注者にて実施する。
 - (3) 受注者は、発注者にて設定を行った不正接続防止装置を、受注者の作業場所に設置する。

表6:VPN ルータの機器仕様

項目	仕様
内部インターフェース	・RJ45 ^{※1}
形状	・ラックマウント型（2U以内）
電源	・日本国内の一般的な家庭用100Vコンセントで利用可能であること

項目	仕様
ファームウェア	・最新バージョンのファームウェアとする※2
その他	(発注者ネットワークに設置する機器のみ) ・ラックマウントキットを添付すること ・ラックマウントに必要なケージナット、ビスは発注者にて用意する

※1 キッティング用ネットワークで受注者の作業場所の VPN 接続に必要なポート数を搭載したものとする

※2 脆弱性が確認されていない場合のみ安定バージョンでの納入も可、脆弱性が確認された場合は速やかに最新バージョンへのバージョンアップ等の処置を行うこと

第24条 PC 機器等のキッティング

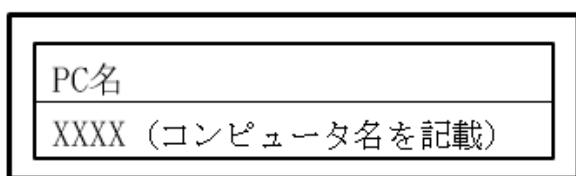
受注者は、「第22条 発注者によるキッティング用マスタイメージの作成」に規定するマスタイメージ及び「第23条 キッティング用ネットワークの接続」に規定するキッティング用ネットワークを用いて、PC 機器等のキッティングを行うものとする。

1. 発注者は、受注者のキッティング作業に先立ち、PC 機器等がキッティング用ネットワーク接続できるよう、PC 機器等の MAC アドレスを用いてネットワーク接続設定を行う必要がある。そのため、受注者は、キッティングを開始する1週間前までに、PC 機器等の MAC アドレス情報(有線及び無線)等を監督員に提出すること(様式自由)。なお、PC 機器等の故障等により、MAC アドレスが変更になる場合は、速やかに変更後の MAC アドレスを提出すること。
2. 受注者は、発注者による前項の接続設定完了後、発注者が貸与するキッティング用マスタイメージを用いて、動作環境の複製及び確認を行うこと。
3. 受注者は、「表7:PC 設定作業項目」に記載の設定作業を実施する。作業の詳細及び手順については、発注者が貸与する PC 設定手順書を参照すること。
4. 受注者は、以下の種類のラベルを作成し、PC 機器等へ貼付けを行う。貼付けたラベルは保護用ラベルを用いて、ラベルが剥がれないようにすること。なお、コンピュータ名は契約締結後、監督員より別途通知する。

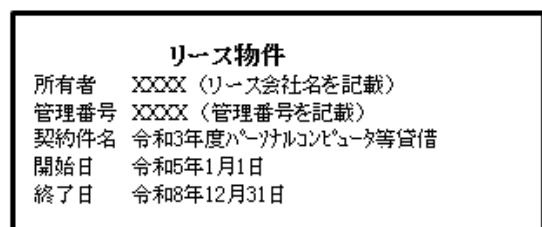
また、(2)のラベルの記載内容については、受注者が必要とする内容を適宜追加及び削除して良いものとする。

- (1) ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンに貼付する、コンピュータ名を記載したラベル
- (2) ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン及び液晶ディスプレイに貼付する、受注者が必要とするリースに関する情報を記載したラベル

(1)のラベルイメージ



(2)のラベルイメージ



5. 受注者は、PC 設定作業完了後、各設置拠点への運搬のため、梱包作業を行う。梱包に際し、監督員が別途指定するメーカー標準添付品等の品目は梱包しないこと。

表7: PC 設定作業項目

項目	作業内容
コンピュータ名の設定	・コンピュータ名の設定を実施
ネットワーク設定(キッティング作業用)	・キッティング用ネットワーク環境に接続するための、IPアドレスやデフォルトゲートウェイ設定等を実施
ドメイン参加設定	・発注者のドメイン環境に参加できるよう設定を実施
McAfeeパターンファイルの更新	・McAfeeのパターンファイルの更新を実施
セキュリティパッチの適用	・以下のソフトウェアに対して、発注者が指定する方法で、セキュリティパッチの適用を実施 - Windows 10 SAC - Microsoft Office 365 - Adobe等その他ソフトウェア
BitLockerの有効化	・BitLockerの有効化 ^{※1}
ネットワーク設定(設置用)	・PC機器等の設置先拠点のネットワークに接続するための、IPアドレスやデフォルトゲートウェイ設定等を実施

※1 ノート型パーソナルコンピュータのみ設定すること

第25条 データ退避用機器の設定

発注者は、PC 機器等の入替前に既設のパーソナルコンピュータ内のデータを一時的に退避させる。そのため、受注者は、「第23条 キッティング用ネットワークの接続」において敷設されたキッティング用ネットワークを用いて、以下のとおりデータ退避用機器の設定を行うものとする。なお、データ退避用機器の仕様は「表8:データ退避用機器の機器仕様」のとおりとする。

表8:データ退避用機器の機器仕様

項目	仕様
データ保存形式	・NAS(Network Attached Storage)
オペレーティングシステム	・Windows Storage Server 2016 Standard Edition以上搭載 ^{※1}
台数	・別紙2参照
データ容量	・別紙2参照
記憶媒体種別	・ハードディスクドライブ
形状	・ラックマウント型以外 (据え置き型)
RAID構成	・RAID5

項目	仕様
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・メール通知機能 ・McAfee Agent 5.6 以降がインストール可能なこと ・McAfee Endpoint Security Threat Prevention 10.7 以降がインストール可能なこと

※¹ Workgroup Edition は不可

1. 発注者は、「第24条 PC 機器等のキッティング」第1項と同様、受注者の設定作業に先立ち、MAC アドレスによるネットワーク接続設定を行う。そのため、受注者はデータ退避用機器の初期設定作業等を行う1週間前までに、データ退避用機器の MAC アドレス情報等を「(別紙2)データ退避用機器一覧」に記載して監督員に提出すること。なお、データ退避用機器の故障等により、MAC アドレスが変更になる場合は、速やかに変更後の MAC アドレスを提出すること。
2. 受注者は、発注者による前項の接続設定完了後、「表9:データ退避用機器の設定作業項目」に記載の設定作業を実施する。詳細な設定については、主任補助監督員と打合せのうえ、決定する。なお、初期設定時のツール、McAfee のインストーラについては、発注者にて用意する。
3. PC 機器等の設置は「表2:全体スケジュール」に記載の通り、令和4年4月からを想定している。発注者はデータを退避する期間を確保する必要があることから、受注者は、令和4年2月末までに「(別紙2)データ退避用機器一覧」に記載する各拠点へ機器を発送する。なお、発送前に、電メールまたは電話により補助監督員へ連絡を行うこと。
4. 発注者がデータ退避作業を安全かつ円滑に実施できるよう、受注者は、データ退避用機器に接続して利用するための無停電電源装置(UPS)を用意し、前項の機器送付時にあわせて送付する。なお、無停電電源装置(UPS)は据え置き型とし、台数等については、「(別紙2)データ退避用機器一覧」を参照すること。
5. 不具合等によりデータ退避用機器が利用不可となった場合は、受注者が速やかに交換対応を行う。また、可能な限り、機器自体の交換ではなく、ディスク部品のみの交換とすること。

表9:データ退避用機器の設定作業項目

項目	作業内容
McAfee インストール	<ul style="list-style-type: none"> ・McAfee製品のインストールを実施
McAfee パターンファイルの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・McAfeeのパターンファイルの更新を実施
RAID の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・RAIDの設定を実施
コンピュータ名の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ名の設定を実施
ネットワーク設定(キッティング作業用)	<ul style="list-style-type: none"> ・キッティング用ネットワーク環境に接続するための、IPアドレスやデフォルトゲートウェイ設定等を実施
ドメイン参加設定	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者のドメイン環境に参加できるよう設定を実施
メール通知機能の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・指定したメールアドレスにメール通知できるよう設定を実施
WSUS	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティパッチを適用できるようWSUS設定を実施
セキュリティパッチの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のソフトウェアに対して、発注者が指定する方法で、セキュリティパッチの適用を実施

	<ul style="list-style-type: none"> - Windows Storage Server - その他ソフトウェア
その他ツールの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・データ退避用のフォルダを作成するツールを実行
ネットワーク設定(設置用)	<ul style="list-style-type: none"> ・データ退避用機器の設置先拠点のネットワークに接続するための、IPアドレスやデフォルトゲートウェイ設定等を実施

第26条 PC 機器等設置スケジュール等の作成

受注者は以下に示す、PC 機器等設置スケジュール案及び PC 機器等設置・動作確認手順書の作成を行うこと。

- PC 機器等設置スケジュール案：PC 機器等の設置作業スケジュール等を記載した資料
- PC 機器等設置・動作確認手順書：PC 機器等の設置作業及び動作確認の手順を記載した資料

1. 受注者は、以下の方法で PC 機器等スケジュール案を作成すること。

- (1) 監督員から受注者へ、PC 機器等設置スケジュール案の作成における留意点
(設置作業不可の期間、設置日を重複させない拠点等)を提示
- (2) 受注者にて、PC 機器等設置スケジュール案を作成し、PC 機器等の設置作業開始の4ヶ月前までに、監督員に提出
- (3) 発注者にて、PC 機器等の設置作業開始までの4ヶ月間で、設置拠点毎の拠点担当者との日程調整及び PC 入替作業の説明を行い、結果を受注者へ提示
- (4) 受注者にて、PC 機器等設置スケジュール案を修正し、主任補助監督員と協議のうえ、設置スケジュールを確定する。

2. 設置作業全体に係る基本的な要件は以下とする。

- (1) 設置作業は当社の営業日※1、営業時間※2に行うこと。

※1 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌1月3日までの日を除く

※2 9時00分から17時30分(指示がない場合、12時00分から13時00分は除く)

- (2) 同日に実施する拠点数は最大15拠点までとする。なお、配送のみの拠点は除く。
- (3) 発注者が別途指定する主要拠点は、監督員若しくは主任補助監督員または補助監督員による立会を行うため、設置日を重複させないこと。
- (4) 一日で設置作業を完了できない数量の PC 機器等を設置する拠点においては、作業日を分散させず、連日で設置作業を実施すること。
- (5) 以下の理由により、PC 機器等設置スケジュールの更新が必要になる場合は、主任補助監督員と協議のうえ、スケジュールを更新すること。
 - ① 人事異動等による PC 機器等入替対象端末の増減
 - ② 天候等の状況によるスケジュールの変更
 - ③ 設置拠点の増減による変更
 - ④ その他、予期せぬ事象に起因した変更

3. 受注者は、設置拠点における PC 機器等設置・動作確認手順書を作成し、PC 機器等の設置作業開始の4ヶ月前までに、監督員の承諾を得ること。なお、PC 機器等設置・動作確認手順書は、「(別紙1)設置場所及び機種別設置台数」記載の配送のみの拠点にて、発注者自身が PC 機器等を設置する際に使用するものである。そのため、写真等を用いて、具体的な設置手順やセキュリティワイヤの使い方などが分かりやすいものを用意すること。
4. 受注者は、PC 機器等の設置に関する、確認項目の抜け漏れを防ぐことを目的とした、チェックシートを用意し、設置の際は、チェックシートを用いて設置作業及び動作確認を行うこと。

第27条 PC 機器等の設置作業

受注者は、以下に示す設置作業を行う。なお、PC 機器等の設置にあたり、既設のデスクトップ型パソコン・ノートパソコン及び液晶ディスプレイ等(以下「既設機器」という。)を、設置場所から取り外した上で、設置拠点の拠点担当者が指定する場所(会議室等)へ移動させること。

ただし、配送のみ(設置作業は不要)とする拠点も存在するため、拠点毎の設置作業要否については、「(別紙1)設置拠点及び機種別設置台数」を参照すること。

1. 発注者は、「第24条 PC 機器等のキッティング」第1項と同様、受注者の設置作業に先立ち、MAC アドレスによるネットワーク接続設定を行う。そのため、受注者は、各拠点に PC を設置する1週間前までに、PC 機器等の MAC アドレス情報(有線及び無線)等を「(別紙3)導入機器一覧」に記載して監督員に提出すること。なお、PC 機器等の故障等により、MAC アドレスが変更になる場合は、速やかに変更後の MAC アドレスを提出すること。
2. 受注者は、台車など設置に必要な資機材を用意すること。
3. 設置拠点によっては、車高制限等駐車場の利用制限等があることから、事前に設置拠点の拠点担当者に確認のうえ、各拠点のルールを遵守すること。
4. PC 機器等の搬入にあたっては、搬入経路に養生をし、庁舎の汚損を防ぐこと。
5. 既設機器等に保存されているデータの移行は、データ退避用機器に行うものとし、設置作業開始前までに、発注者が事前に実施する。また、設置作業開始時、発注者が予め既設機器の電源を切ることとする。
6. PC 機器等の設置の際は、液晶ディスプレイ、マウス等の全ての付属品を接続したうえで利用可能な状態にすること。ただし、USB ハブ及びセキュリティワイヤについて各席に配布のみを行う。
7. PC 機器等の設置後に、各拠点で設置台数の1割にあたる台数のログイン確認を行うこと。なお、ログインに必要な ID やパスワード等の情報は監督員から別途提示する。
8. 受注者は、設置作業期間中、主任補助監督員及び補助監督員に対し電子メールまたは電話にて、以下の内容について、設置作業当日の17時までに状況を報告すること。なお、17時までに設置作業が完了していない場合は、17時時点での状況を報告し、設置作業完了後に再度報告すること。また、設置作業が大幅に遅延する場合は、遅延する見込みが判明した時点でその旨を報告すること。
 - (1) 報告対象日の設置拠点一覧と設置予定台数及び設置実績台数
 - (2) 設置状況(予定通り、変更、遅延)
 - (3) 変更、または遅延理由(作業の変更、または作業遅延が発生した場合)

(4) 障害発生状況、暫定対処策、恒久対処策(障害が発生している場合)

9. 受注者は、受注者の負担において、原則設置日の翌日までに、設置に伴い発生したPC機器等の空き箱、発泡スチロール等を撤去しなければならない。
10. 受注者は、設置拠点毎に全機器入替完了後、拠点担当者に作業完了の確認を求め、設置作業完了が確認された場合は、押印または署名がされた設置作業完了報告書を受領すること。なお、設置作業完了報告書のフォーマットは、契約締結後に監督員から提示するものとする。
11. 設置作業期間中及びリース期間開始までに発生したPC機器等の故障については、初期不良として、受注者の負担により、交換等の対応を行うこと。

第28条 納入後作業

1. 受注者は、「第23条 キッティング用ネットワークの接続」において敷設した、発注者環境とのインターネットVPN接続について、撤去作業等を実施すること。なお、撤去時期は、「第6条 物件納入完了検査」において発注者が合格の通知をした後から令和5年1月31日までの期間とする。
2. 受注者は、データ退避用機器の回収に先立ち、データ退避用機器に対して、遠隔からデータ上書き(乱数書き込み1回)を行い、データを消去すること。なお、データ消去の作業場所は、「第10条 打合せ」に記載の打合せ場所とする。
3. 受注者は、データ退避用機器を配送した各拠点に赴き、データ退避用機器を回収すること。回収時期は、「第6条 物件納入完了検査」において発注者が合格の通知をした後から令和5年1月31日までの期間とする。
4. 受注者は、データ退避用機器の回収後に、データ退避用機器に対して、受注者の負担によりハードウェアの物理的破壊、またはデータ上書き(乱数書き込み1回、0書き込み1回の合計2回)を行い、データを消去すること。なお、データ消去した証跡として、「表3:提出物一覧」に示す提出期限までに、設置拠点毎に作成したデータ退避用機器データ消去報告書(様式自由)を監督員に提出すること。

第5章 保守に関する事項

第29条 保守計画書の作成

1. 受注者は、本調達の PC 機器等の保守作業を円滑に行うため、以下の内容を含む保守計画書を作成し、「表3:提出物一覧」に示す提出期限までに、監督員の承諾を得ること。
 - (1) 作業概要
 - (2) (様式4)保守体制図
 - (3) PC 機器等障害時の対応計画及び対応手順
 - (4) 障害時及び緊急時の連絡方法
 - (5) その他必要事項

第30条 保守

受注者は、契約書第8条に基づき、リース期間中、次の事項について受注者の負担により、責任をもつて保守を行う。

1. 受注者は、発注者が指定する以下の場所に赴き、PC 機器等の部品または本体交換等の、修理作業を実施すること。なお、修理対象の PC 機器等がない場合、発注者から受注者へ赴く必要がない旨を事前に連絡する。修理に必要な情報(シリアル番号、故障状況等)は訪問前に、契約締結後、監督員が別途指定する者から提示する。
 - 指定場所:埼玉県さいたま市岩槻区
 - 実施頻度:2ヶ月に1回(令和5年1月1日から令和6年12月31日の間)
1ヶ月に1回(令和7年1月1日から令和8年12月31日の間)
2. 受注者は修理する台数に応じて、一日で作業が完了するよう、体制を整えること。
3. 発注者より緊急修理の依頼があった場合、受注者は対応費用、時期、方法等を主任補助監督員と協議のうえ対応すること。
4. 受注者は、修理で交換した補助記憶装置内に保存されているデータを、受注者の負担によりハードウェアの物理的破壊、または SSD に適した(BLOCK ERASE コマンド等を用いた)データ消去ソフトウェア等にて消去すること。また、データ消去後速やかに PC 機器等の保守に伴うデータ消去報告書(様式自由)を提出すること。なお、マザーボードを交換した場合、UEFI 上の設定情報(シリアル番号、機種情報等)も移行し、監督員へ報告すること。
5. 受注者は、マスタの作成用として、納品した PC と同一機種を一台以上、常時確保すること。なお、この台数は「表1:調達規模」の数量には含まれないこと。
6. 受注者は、リース期間中に計3回、発注者が貸与する「マスタ設定定義書」の設定内容及び発注者が指定するセキュリティパッチ及びソフトウェア等を反映した、復旧用マスタイメージを PC 機種毎に作成し、以下の期限までに USB メモリで2部提出すること。
 - 1回目の提出期限:令和6年1月31日まで
 - 2回目の提出期限:令和7年1月31日まで
 - 3回目の提出期限:令和8年1月31日まで
7. 受注者は、ハードウェア及びソフトウェアについての技術的支援(本調達に含むハードウェア及び添付ソフトウェア等に関する障害や仕様・バージョンアップに関する確認)を行うこと。なお、技術的支援に関する問い合わせは、契約締結後、監督員が別途指定する者から、「第31条 保

守体制」に示す、「保守窓口」に電子メールまたは電話にて行う。

第31条 保守体制

1. 受注者は、発注者からの保守対応依頼を電子メール及び電話のどちらでも受付けること。
2. 受注者が設ける保守窓口の受付時間は、9時00分から17時30分まで(土曜日及日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日ならびに12月29日から翌1月3日までの日を除く)とする。

第6章 リース期間終了後の PC 機器等の回収等

第32条 PC 機器等の回収

受注者は、リース期間終了後、本調達 PC 機器等のリース終了後に導入する次期 PC の設置事業者(未定)と相互に協力して、PC 機器等の回収計画書の作成、回収及びデータ消去等を行う。

1. 受注者は、回収計画書作成前に、監督員が提示する PC 機器等の回収対象一覧と、受注者が管理する台帳等と突合を行い、返却対象に過不足等がないことを確認し、補助監督員に対し電子メールまたは電話にて報告すること。
2. 受注者は、本調達の PC 機器等の回収作業を円滑に行うため、以下の内容を含む回収作業計画書を作成し、回収作業開始の1ヶ月前までに、監督員に提出すること。なお、回収スケジュールについては、次期 PC の設置スケジュールを踏まえて、主任補助監督員と協議して決定すること。
 - (1) 作業概要
 - (2) 回収対象機器一覧
 - (3) 回収スケジュール
 - (4) その他必要事項
3. 受注者は、回収計画書を基に、回収場所、搬出口等のエレベーターの使用可否等、設置拠点毎の拠点担当者と事前調整を実施したうえで、回収スケジュールを確定し、PC 機器等の回収を実施すること。回収時は受注者が管理する台帳等と回収する機器との突合を行うこと。
4. PC 機器等の搬出にあたっては、搬出経路に養生をし、庁舎の汚損を防ぐこと。
5. なお、PC 機器等の取り外し及び拠点毎の回収場所(会議室等の集約された場所)への移動は、次期 PC の設置業者にて行うものとし、受注者は、回収場所から持ち帰ること。
6. また、回収期間中は主任補助監督員または補助監督員からの請求に応じ、回収状況を速やかに提示すること。
7. 受注者は、PC 機器等の回収後に、PC 機器等に保存されているデータを、受注者の負担によりハードウェアの物理的破壊、または SSD に適した(BLOCK ERASE コマンド等を用いた)データ消去ソフトウェア等にて消去すること。

第33条 回収完了報告書の作成

全ての PC 機器等の回収及びデータ消去が完了した後、以下の内容を含む回収完了報告書を作成し、「表3:提出物一覧」に示す提出期限までに、監督員に提出すること。

- (1) 回収機器一覧
- (2) データ消去方式
- (3) データ消去報告書
- (4) その他必要事項

以 上

様式 1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

社長 殿

住所

会社名

代表者

印

再委任等承諾願

(業務等名)

標記について、下記のとおり再委任等に付したいので、承諾願います。

記

- 再委任等に付する内容
- 期間
- 金額
- 再委任等する必要性及び再委任等予定者を選定した理由
- 再委任等者に関する事項
 - 住所
 - 商号又は名称
 - 代表者名
 - 東日本高速道路株式会社の業務等
- 競争参加資格の有無 有(コード番号)、無
- 再委等任に係る履行体制に関する書面(別紙1号)
- 添付書類
再委任等者との契約書の案

再委任等に係る履行体制に関する書面

令和 年

月 日

(再委任先1)		(再々委任先1)	
○○○有限会社		○○○有限会社	
住所		住所	
電話		電話	
代表者氏名		代表者氏名	
担当業務範囲 若しくは内容		担当業務範囲 若しくは内容	
(再委任先2)		(再々委任先2)	
□□□株式会社		□□□株式会社	
住所		住所	
電話		電話	
代表者氏名		代表者氏名	
担当業務範囲 若しくは内容		担当業務範囲 若しくは内容	
(技術協力先1)			
◇◇大学等			
住所			
電話			
代表者氏名			
担当業務範囲 若しくは内容			
(再委任先○)			
.....			

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委任等の相手方の氏名（若しくは代表者氏名）
- ②再委任等の相手方の住所
- ③再委任等を行う業務の範囲（若しくは内容）

様式2 「作業体制図」

令和3年度パーソナルコンピューター式賃貸借 作業体制図

- ・本作業に係る会社名および窓口部署・担当者の氏名や連絡先などを以下に記載すること。

【発注者】

NEXCO東日本 情報システム課

■監督員名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :
■補助監督員名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :

【受注会社名】

株式会社〇〇〇 〇〇部

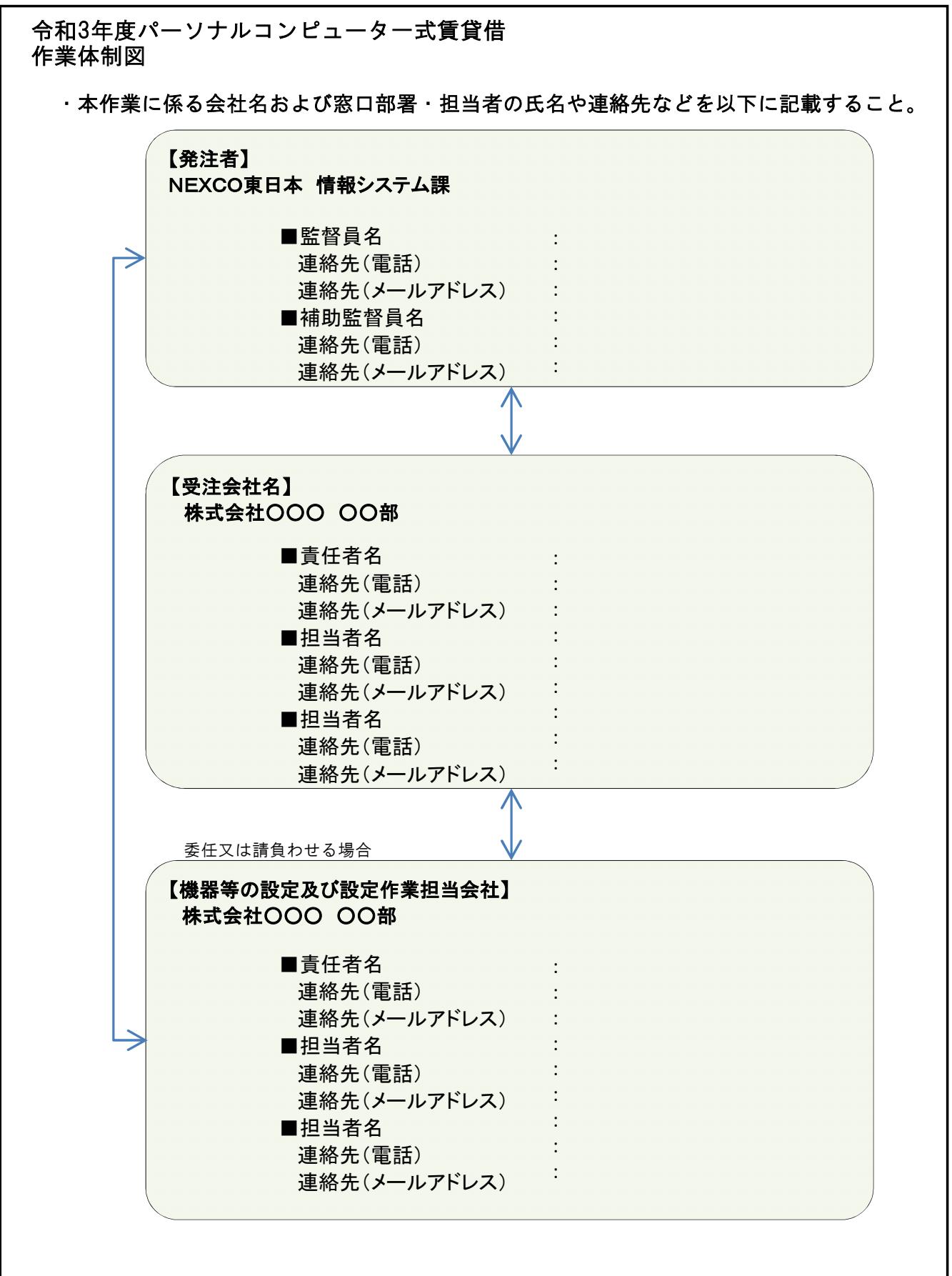
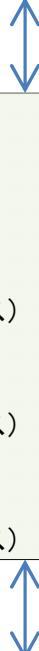
■責任者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :
■担当者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :
■担当者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :

委任又は請負わせる場合

【機器等の設定及び設定作業担当会社】

株式会社〇〇〇 〇〇部

■責任者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :
■担当者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :
■担当者名 :
連絡先(電話) :
連絡先(メールアドレス) :



様式3 業務打合せ記録簿

		発行 番号		
記録簿作成日	令和 年 月 日 ()			
作成者				
NEXCO 東日本 (承認印)	監督員			
	情報システム 課長			
	補助監督員ほか			
	情報 システム課			
受注者 (確認印)	納入作業責任者	担当		
件名				打合せ 形式
日時	令和 年 月 日 () : ~ :			場所
出席者 (順不同)	発注者			
	受注者			
配布資料	1. 2.			

No.	議事決定事項	担当	期限
1	今回決定事項		
2	未決事項（課題事項）		
	内容	以上	
	区分	内容	仕様書項番
備考			

※報告等事項について、本打合せ記録簿の承認をもって、NEXCO 東日本の承認を得たものとする。

※一頁で記載できない場合は、次頁以降に記載しそれ以降も同じとする。

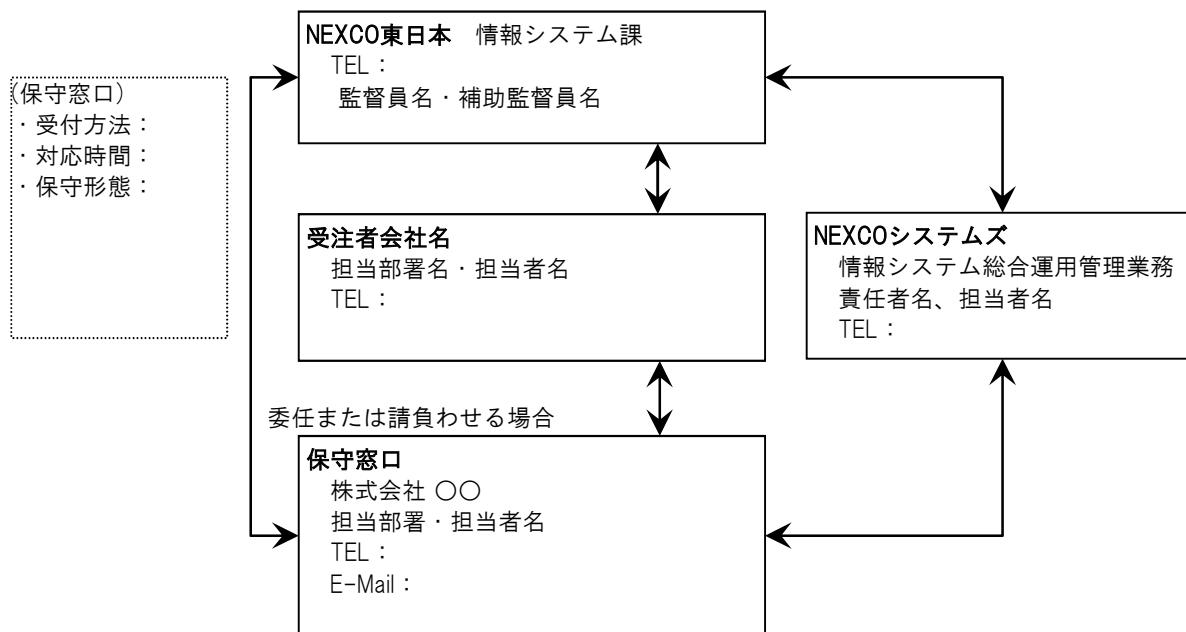
様式4 「保守体制図」

令和3年度パーソナルコンピュータ等賃貸借 保守体制図

※記載する項目

- ・本作業に係る会社名、窓口部署等、連絡先(TEL、E-mail)。
 - ①NEXCO東日本（情報システム課）
 - ②(株)NEXCOシステムズ(情報システム総合運用管理業務 責任者名、担当者名)
 - ③受注者会社名（担当部署・担当者名）
 - ④保守窓口の実施会社（担当部署・担当者名）
 - ⑤ハードウェアサポート会社
 - ⑥ソフトウェアサポート会社
- ・保守窓口の受付時間、対応時間、保守形態

保守体制図（例）



別紙1 設置場所及び機種別設置台数

■本資料の見方
・「親No.」列に番号が付いている(黒字)拠点は、代表拠点。

・「子No.」列に番号が付いている(青字)拠点は、同一番号の代表拠点内に含まれている(同一住所)拠点内訳例)親No.2の「本社 サービスエリア事業本部」の拠点(同一住所)内には、子No.2の下記拠点が含まれている。

本社 サイエスエフ事業本部
スクスマ事業本部ラスティ 本社
スクスマ事業本部ラバーパーツ 本社
スクスマ事業本部ラバーパーツ 本社

ネクス東日本イノベーション&コミュニケーションズ 本社
ネクス東日本本社
ネクス東日本リテイル 本社
ネクス東日本アリババ 本社

別紙1 設置場所及び機種別設置台数

- 同一住所の拠点は基本的に同日に設置作業を行えるように調整する予定

別紙1 設置場所及び機種別設置台数

■本資料の見方

- ・**「No.」**に番号が付いている(墨字)拡点は、代表拡点。
- ・**「No.」**に番号が付いている(青字)拡点は、同一番号の代表拡点内に含まれている(同一住所)拡点。
- 例) **「No.2」**の本拡点は「サービスエリア事業本部」の拡点(同一住所)内には、「No.2」の下記拡点が含まれている。

- 同一住所の拠点は基本的に同日に設置作業を行えるように調整する予定

No.	子No.	都道府県	会社名	拠点名	郵便番号	住所	配送のみ	ノート型PC(標準)	ノート型PC(大型)	デスクトップ型PC	液晶ディスプレイ(ノート型、デスクトップ型合計)	キーボード	マウス	USBハブ	セキュリティイヤイ
186		山形県	ネクストコート東北	西川糸料所	990-0702	山形県東山田郡西川町大字唐味字下山9010-3 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
187		山形県	ネクストコート東北	山形糸料所	990-3101	山形県上山市大字中野字大字245-2 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
188		山形県	ネクストコート東北	山形糸料所	990-0879	山形県上山市大字中野字大字245-2 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
189		山形県	ネクストコート東北	糸料所	994-0075	山形県天童市葛瀬町1462-2 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
190		山形県	ネクストコート東北	天保糸料所	994-0005	山形県天童市大字木古内字田中1432-2	○	1	0	0	1	1	1	1	1
191		山形県	ネクストコート東北	米坂本糸料所	992-0004	山形県米坂郡庄内町大字小原字免92-2	○	3	0	0	3	3	3	3	3
192		山形県	ネクストコート東北	南陽糸料所	992-0344	山形県東置賜郡高畠町大字沼原字把柳1458-2	○	3	0	0	3	3	3	3	3
193		山形県	ネクストコート東北	かわのや温泉糸料所	999-3100	山形県上山市赤坂町前田字2-2	○	1	0	0	1	1	1	1	1
194		秋田県	ネクストコート東北	横手糸料所	013-0051	秋田県横手市大字横手字中平163-4 1F	○	3	0	0	1	4	4	4	3
195		秋田県	ネクストコート東北	横手スマート糸料所	013-0052	秋田県横手市猪俣字横手1-20 1F	○	1	0	0	1	1	1	1	1
196		秋田県	ネクストコート東北	大仙糸料所	018-0075	秋田県大仙市大字大仙字大仙1-3 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
197		秋田県	ネクストコート東北	西仙田糸料所	018-2338	秋田県大仙市仙田字上野25-1 1F	○	1	0	0	1	1	1	1	1
198		秋田県	ネクストコート東北	十文字糸料所	018-0508	秋田県雄物川町十文字町十文字字型木境43 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
199		山形県	ネクストコート東北	湯瀬糸料所	997-0532	山形県鶴岡市田代町大字湯瀬字鶴106-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
200		山形県	ネクストコート東北	鶴岡糸料所	997-0858	山形県鶴岡市田代町大字湯瀬223-2 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
201		山形県	ネクストコート東北	酒田糸料所	998-0125	山形県酒田市大字立野字宇野字115 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
202		山形県	ネクストコート東北	酒田おなみ糸料所	999-8145	山形県酒田市保原字165-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
203		東京都	ネクストコート関東	本社	130-0010	東京都墨田区太平山1-1-3 オリジンスター 8F	46	0	0	0	44	0	0	46	46
204		千葉県	ネクストコート関東	船橋事業部	273-0024	千葉県船橋市南房総市赤堀町1828-3 2F	15	0	0	0	15	0	0	15	15
205		千葉県	ネクストコート関東	朝霞事業部	236-0034	神奈川県横浜市神奈川区朝霞町172-15 2F	11	0	0	0	11	11	11	11	11
206		千葉県	ネクストコート関東	流山糸料所	330-0053	千葉県流山市大字流山字15-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
207		千葉県	ネクストコート関東	柏糸料所	330-0064	千葉県柏市柏原字1-1801 2F	○	1	0	0	1	1	1	1	1
208		千葉県	ネクストコート関東	柏和糸料所	323-0024	千葉県柏市柏原字2-97 1F	○	5	0	0	5	5	5	5	5
209		千葉県	ネクストコート関東	花崎糸料所	323-0023	千葉県柏市柏原字8-9 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
210		千葉県	ネクストコート関東	千葉糸料所	273-0003	千葉県柏市柏原字2-350 1F	○	5	0	0	5	5	5	5	5
211		千葉県	ネクストコート関東	穴川糸料所	263-0054	千葉県千葉市稲毛区穴川字453-13 1F	○	4	0	0	4	4	4	4	4
212		千葉県	ネクストコート関東	穴川糸料所	263-0051	千葉県千葉市稲毛区穴川字453-13 1F	○	2	0	0	2	2	2	2	2
213		千葉県	ネクストコート関東	穴川糸料所	263-0012	千葉県千葉市若葉区穴川字74 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
214		千葉県	ネクストコート関東	貢糸料所	264-0036	千葉県千葉市若葉区貢字1064-5 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
215		千葉県	ネクストコート関東	松ヶ丘糸料所	264-0023	千葉県千葉市中央区松ヶ丘1101-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
216		千葉県	ネクストコート関東	松ヶ丘糸料所	260-0809	千葉県千葉市中央区松ヶ丘1101-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
217		千葉県	ネクストコート関東	松ヶ丘糸料所	260-0805	千葉県千葉市中央区松ヶ丘1101-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
218		千葉県	ネクストコート関東	勝田糸料所	260-0805	千葉県千葉市中央区勝田1429-1 1F	○	4	0	0	4	4	4	4	4
219		千葉県	ネクストコート関東	勝田糸料所	260-0126	千葉県千葉市勝田町1429-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
220		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	260-0201	千葉県木更津市大更木字勝原10 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
221		千葉県	ネクストコート関東	千葉糸料所	260-0808	千葉県千葉市中央区星久保79 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
222		千葉県	ネクストコート関東	大宮糸料所	264-0016	千葉県千葉市若葉区大宮町1216-3 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
223		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	266-0003	千葉県千葉市若葉区高田字1588-6 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
224		千葉県	ネクストコート関東	中野糸料所	265-0051	千葉県千葉市若葉区中野字1252 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
225		千葉県	ネクストコート関東	山田糸料所	283-0233	千葉県千葉市若葉区山田字1211-2 1F	○	0	0	0	0	0	0	0	0
226		千葉県	ネクストコート関東	東雲第一糸料所	283-0823	千葉県千葉市若葉区山田字坂東22-1 1F	○	4	0	0	4	4	4	4	4
227		千葉県	ネクストコート関東	東雲第二糸料所	283-0826	千葉県千葉市若葉区山田字坂東22-1 1F	○	2	0	0	2	2	2	2	2
228		千葉県	ネクストコート関東	山武糸料所	289-0125	千葉県山武市若葉字坂東15-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
229		千葉県	ネクストコート関東	山武糸料所	289-0126	千葉県山武市若葉字坂東15-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
230		千葉県	ネクストコート関東	山武糸料所	289-0153	千葉県山武市若葉字坂東15-1 1F	○	4	0	0	4	4	4	4	4
231		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	289-0017	千葉県木更津市大更木字田中109 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
232		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	289-0206	千葉県木更津市大更木字田中109 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
233		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	289-0112	千葉県木更津市若葉字坂東154-1 1F	○	2	0	0	2	2	2	2	2
234		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	289-0054	千葉県木更津市若葉字坂東154-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
235		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	289-0161	千葉県木更津市若葉字坂東154-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
236		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	289-0201	千葉県木更津市若葉字坂東154-1 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
237		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	289-2115	千葉県安房郡鋸南町保佐下山字高見3021 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
238		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	290-2415	千葉県安房郡鋸南町保佐下山字高見3021 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
239		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	290-0126	千葉県安房郡鋸南町保佐下山字高見3021 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
240		千葉県	ネクストコート関東	高田糸料所	290-0153	千葉県安房郡鋸南町保佐下山字高見3021 1F	○	4	0	0	4	4	4	4	4
241		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	290-0006	千葉県木更津市中野字大更木109 1F	○	3	0	0	3	3	3	3	3
242		千葉県	ネクストコート関東	大更木糸料所	290-0										

別紙1 設置場所及び機種別設置台数

・同一住所の拠点は基本的に同日に設置作業を行えるように調整する予定。

別紙1 設置場所及び機種別設置台数

■選考料の見方

- ・「銀No.」列に番号が付いている(黒字)拠点は、代理拠点。
- ・「子No.」列に番号が付いている(青字)拠点は、同一番号の代表拠点内に含まれている(同一住所)拠点内訳
- ・別途「2021年本部」サービスアリヤ事業本部の拠点(同一住所)内には、No.2の下記拠点が含まれている。

■選考料の見方

- ・「銀No.」列に番号が付いている(黒字)拠点は、代理拠点。
- ・「子No.」列に番号が付いている(青字)拠点は、同一番号の代表拠点内に含まれている(同一住所)拠点内訳
- ・別途「2021年本部」サービスアリヤ事業本部の拠点(同一住所)内には、No.2の下記拠点が含まれている。

・同一住所の拠点は基本的に同日に設置作業を行えるように調整する予定。

別紙2「データ退避用機器一覧」

No.	都道府県	拠点名	郵便番号	住所	退避データ容量 (単位:TB)	データ退避用機 器設置上限台数	UPS設置要否	製品名	MACアドレス	配送日
1	東京都	データセンター	-	東京都23区内	59	2	否			
2	東京都	本社	100-0013	東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	16	1	要			
3	北海道	北海道支社	004-8512	北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30	40	2	要			
4	宮城県	東北支社	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ	27	1	要			
5	宮城県	東北支社 郷六社屋	989-3121	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子39-1	53	2	要			
6	埼玉県	関東支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング	22	1	要			
7	埼玉県	岩槻社屋	339-0056	埼玉県さいたま市岩槻区加倉260 道路管制センター	50	2	要			
8	新潟県	新潟支社	950-0917	新潟県新潟市中央区天神1-1 新潟ブラーク3	18	1	要			
9	新潟県	新潟支社(亀田管制)	950-0145	新潟県新潟市江南区亀田早通3233	14	1	要			

契約締結後に記載

別紙3「導入機器一覧」

詳細については、契約締結後に別途提示します